(♥) 労働調査会発行

# **芳**働基準広報 8/11

### **CONTENTS**

特集 時間外労働上限規制に関する労政審の建議 -

6

## 時間外の上限は原則月45時間・年360時間特例の協定締結でも一定制限で年720時間

労働政策審議会の建議では、時間外労働の上限規制について、法定労働時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、上限に関する違反には罰則を課すとしている。ただし、特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使協定を締結した場合には年720時間を上限とし、この場合も、①休日労働を含み2か月ないし6か月平均で月80時間以内、②休日労働を含み単月で100時間未満、③原則である月45時間を上回る回数は年6回まで―の制限を設けることを提言している。

●労働判例解説/Y事業所事件 ── 12 求人票の記載と異なる労働条件通知書に署名押印 **署名押印は自由な意思に基づくものでなく 労働条件変更に同意したとは認められない** (平成29年3月30日・京都地裁判決)

(弁護士・新弘江 [あだん法律事務所])

●企業における多様な人材活用 ―――― 24 ~いま実践するダイバーシティ・マネジメント~ 〈第11回〉「パラレルワーク(複業)が もたらす多様性」(下)

「専業ジョブ型雇用」から 「複業プロジェクト型雇用」への転換を

(県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏)

●転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉 — 34 第37講 労働審判の実例③ 配転命令の拒否(1)配転命令は本人の職業上・生活上の 不利益に配慮して行われるべき

(北海学園大学法学部教授・弁護士 淺野高宏)

#### NEWS

(28年度・「過労死等の労災補償状況」まとまる)精神障害の業務上認定は過去最多の498件/(28年度・育介法関係の相談等)法違反あった約6100事業所に約2万件の是正指導/(雇用保険基本手当日額を変更)最高額は年齢区分に応じ340円~430円引上げ/ほか

●レポート/認定NPO法人キャリア権推進ネットワーク 第2回「ルビサファ」入選作品を発表 ── 38

ごく普通の働く人々のまわりにある キラリと光る言葉や出来事を後世に

(編集部)

本誌読者アンケート — 41●連載 労働スクランブル側(労働評論家・飯田康夫) — 42●労務資料 平成28年度・障害者の職業紹介状況等 — 44●わたしの監督雑感 北海道・留萌労働基準監督署長加藤孝 — 54●労務相談室だより — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(41ページ)

#### 労務相談室

出向・転籍 [出向で受け入れた者を派遣労働者として派遣] 問題あるか —— 個 人情報 [面接の際に応募者に健康情報を聞く] 個人情報保護法上問題は —

雇用保険法 〔育児休業中の勤務者が11日間で55時間勤務〕給付金の受給は -

#### ·回答者-

- 50 弁護士・平田健二

弁護士・平井彩

- 52 社労士・岡田奈巳

## バックナンバーが閲覧できます!!

http://rouki.chosakai.ne.jp/

\*\*本誌ご購読の皆様へ\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内